

資料編

1. 芦屋町環境審議会設置条例	76
2. 環境審議会の概要	77
(1) 環境審議会の開催記録	77
(2) 環境審議会名簿	77
3. 環境基本計画の事業実績（平成 30～令和3年度）	78
自然環境分野	78
生活環境分野	81
快適環境分野	84
地球環境分野	90
環境教育・意識分野	93

1. 芦屋町環境審議会設置条例

平成 25 年 3 月 22 日条例第 8 号
芦屋町環境審議会設置条例

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、芦屋町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画及び環境基本条例など環境の保全に関する基本的事項について、調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、芦屋町の環境の保全に関する事項について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係機関団体等に属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員はその職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 8 条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 13 号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境住宅課において処理する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (略)

2. 環境審議会の概要

(1) 環境審議会の開催記録

	日時	内容
第1回	令和5年8月31日 15:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋町環境審議会について ・ 第2次芦屋町環境基本計画策定に係る諮問 ・ 第2次芦屋町環境基本計画の構成について ・ 今後のスケジュール ・ 令和4年度事業評価について
第2回		・
第3回		・

(2) 環境審議会名簿

令和5年8月31日現在

役職	氏名	所属	備考
会長	松本 亨	北九州市立大学（学識経験者）	
副会長	福原 光次	芦屋町環境美化推進委員会	
委員	鶴原 修	芦屋地区農事組合	
委員	福島 直人	芦屋町商工会	
委員	田中 太	芦屋町議会	
委員	香田 一之	芦屋町議会	
委員	山下 高志	芦屋町教育委員会	
委員	堤 裕嗣	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	
委員	森 麻由美	芦屋町	
委員	中西 新吾	芦屋町	

3. 環境基本計画の事業実績（平成30～令和3年度）

自然環境分野	豊かな自然環境を次世代へと継承します
--------	--------------------

取組の方向性	(全52事業) 町の取組の主な事業	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 森林や海岸などの自然の保全	(1) 保安林の管理	保安林および地区保全林などの保全のため、松くい虫防除事業および植栽事業を実施します。また、ボランティアによる松苗の植栽や松葉かきなどの維持管理を進めます。	H30	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫防除事業（薬剤散布：5/18） 鶴松保安林、白浜保安林、芦屋海浜公園、浄化センター周辺、芦屋小学校内、浜口県営住宅周辺、芦屋東小学校内、高浜町営住宅周辺、緑ヶ丘町営住宅周辺、芦屋東公民館周辺、子育て支援センター周辺、魚見公園、梅林公園、夏井ヶ浜はまゆう公園、洞山、堂山 松くい虫防除事業（伐倒防除：5月・3月） 374本 松植栽事業 300本 	A
			R元	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫防除事業（薬剤散布：5/18） 鶴松保安林、白浜保安林、芦屋海浜公園、浄化センター周辺、芦屋小学校内、浜口県営住宅周辺、芦屋東小学校内、高浜町営住宅周辺、緑ヶ丘町営住宅周辺、芦屋東公民館周辺、子育て支援センター周辺、魚見公園、梅林公園、夏井ヶ浜はまゆう公園、洞山、堂山 松くい虫防除事業（伐倒防除：5月・3月） 259本 松植栽事業（11/17） 300本（「宝くじ松」配布事業 200本、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金 100本） 	A
			R2	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫防除事業（薬剤散布：5/15） 鶴松保安林、白浜保安林、芦屋海浜公園、浄化センター周辺、芦屋小学校内、浜口県営住宅周辺、芦屋東小学校内、高浜町営住宅周辺、緑ヶ丘町営住宅周辺、芦屋東公民館周辺、子育て支援センター周辺、魚見公園、梅林公園、夏井ヶ浜はまゆう公園、洞山、堂山 松くい虫防除事業（伐倒防除：5月・3月） 284本 松植栽事業（12/7） 200本（「宝くじ松」配布事業 200本） 	A
			R3	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫防除事業（薬剤散布：5/15） 鶴松保安林、白浜保安林、芦屋海浜公園、浄化センター周辺、芦屋小学校内、浜口県営住宅周辺、芦屋東小学校内、高浜町営住宅周辺、緑ヶ丘町営住宅周辺、芦屋東公民館周辺、子育て支援センター周辺、魚見公園、梅林公園、夏井ヶ浜はまゆう公園、洞山、堂山 松くい虫防除事業（伐倒防除：5月・3月） 133本 松植栽事業（11/16） 200本 植樹箇所管理委託 松苗の活着率向上のため植樹後3～5年の幼木について造園業者による管理委託を実施した。【以降、3年毎（次回令和6年度）に実施する。】 	A
	(2) 海岸保全対策の促進	海岸の浸食・堆積を抑制するため、効果的な対策工事（調査）の実施を県に要望します。	H30	福岡県（県土整備事務所連絡会議等）へ要望書を提出した回数：3回	B
			R元	福岡県に要望書を提出した回数：3回	B
			R2	福岡県に要望書を提出した回数：2回	B
			R3	福岡県に要望書を提出した回数：2回	B

評価：実施目標と実施結果を評価し、達成度をA～D判定で評価を行なった。

- A：目標を達成した（100%以上） B：概ね目標を達成した（80～99%） C：目標を達成しなかった（79%以下）
D：未着手

取組の方向性	町の取組の主な事業 (全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 森林や海岸などの自然の保全	(3) 里浜づくり事業の促進	飛砂対策として、植栽による松林の造成の早期実現を県に要望します。	H30	・計画に沿った事業実施及び実施方法について県に要望し、約400本の植樹をした。 ※平成30年度実施内容（県事業） ・植樹 400本 ・静砂垣設置 ・散策路舗装 ・ボードウォーク設置	A
			R元	・植樹に関しては、当初計画していた箇所の植樹（23,013本）が平成30年度に完了。 ・平成30年度から実施されていたボードウォークの設置、散策路及び管理用道路の舗装が完了し、里浜づくり事業における施設整備はおおむね完了。	A
			R2	・飛砂低減効果を把握するための飛砂調査を実施。 ・維持管理及び堆砂除去を県に要望し、対処的に防砂フェンス付近の堆砂除去を実施。 ・住民参加の育成活動組織形成に向けて、町民による枝払い体験イベントの実施（維持管理）ができるような状況に整備する必要があるため、試験施工区で間伐や枝払いなどを実施。 ・追加植樹の可否判断のため、植樹対象エリアの海水影響調査を実施。 ・飛砂対策として防砂フェンスの延長を実施。	A
			R3	・飛砂低減効果を把握するための飛砂調査を実施。 ・維持管理及び堆砂除去を県に要望し、対処的に防砂フェンス付近の堆砂除去を実施。 ・住民参加の育成活動組織形成に向けて、町民による枝払い体験イベントの実施（維持管理）ができるような状況に整備する必要があるため、間伐や枝払いなどを実施。 ・追加植樹の可否判断のため、植樹対象エリアの海水影響調査を実施。 ・里浜づくり事業の今後の方向性について技術検討会で協議検討を実施。	A
	(4) 海岸保全区域の老朽化対策	海岸保全区域（柏原西方海岸など）の老朽化対策計画などを策定し、施設の改修・補修を行います。	H30	・平成28年度に完了	—
			R元	・平成28年度に完了	—
			R2	・平成28年度に完了	—
			R3	・平成28年度に完了	—
	(5) 夏井ヶ浜海岸崩落防止工事	海岸および背後地の安全確保のために、夏井ヶ浜海岸崩落防止工事を県とともにを行います。	H30	・平成28年度に完了	—
			R元	・平成28年度に完了	—
			R2	・平成28年度に完了	—
R3			・平成28年度に完了	—	
2. 動植物の生息・生育環境の保全	(1) 動植物の分布状況調査	希少種、絶滅危惧種などの現状を把握し、生態系の保全に努めるため、動植物の分布状況調査を行います。	H30	・令和元年度～2年度にかけて水巻町が調査を予定している。この調査結果を参考に令和3年度～4年度において調査を実施する。	D
			R元	・令和2年度に水巻町が調査調査を実施予定と聞いている。この調査結果も参考に令和3年度～令和4年度において調査を実施する。	C
			R2	・遠賀川流域生態系ネットワークの会議に出席し、希少種や絶滅危惧種及び調査方法などについても情報収集を行った。	A
			R3	・遠賀川流域生態系ネットワークの会議に出席し、希少種や絶滅危惧種及び調査方法などについても情報収集を行った。	A

取り組みの方向性	町の主な取り組み (全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価	
2. 動植物の生息・生育環境の保全	(2) 希少な動植物の生息・生育環境の保全	希少な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。	鳥獣関係	H30	・農作物の被害状況調査において希少動物によるものが無かったため、調査等は行わなかった。	評価なし
			R元	・農作物の被害状況調査において希少動物によるものが無かったため、調査等は行わなかった。	評価なし	
			R2	・農作物の被害状況調査において希少動物によるものが無かったため、調査等は行わなかった。	評価なし	
			R3	・農作物の被害状況調査において希少動物によるものが無かったため、調査等は行わなかった。	評価なし	
		鳥獣関係以外	H30	・令和元年度～2年度にかけて水巻町が調査を予定している。この調査結果を参考に令和3年度～4年度において調査を実施する。	D	
		R元	・流域自治体の取組状況が確認できたことと、芦屋町の魚道公園を活用した体験学習の実施を紹介できた。	B		
		R2	・会議に参加し流域自治体の取組状況を確認し、情報収集を行った。	B		
		R3	・会議に参加し流域自治体の取組状況を確認し、情報収集を行った。	A		
2. 動植物の生息・生育環境の保全	(3) はまゆう自生地保護整備	はまゆう自生地の保護や利用者の安全を確保するため観察路の拡幅や防護柵を整備し、適切な安全管理を行います。	鳥獣関係	H30	はまゆう自生地管理委託や、パトロール等を実施し、はまゆうの生育環境を保全した。観察路の破損箇所の補修を行った。	B
			R元	・はまゆう管理委託、パトロール等を実施し、はまゆうの生育環境を保全した。自生地内では例年通りの生育が観察された。平成25年度に拡幅した場所（県指定地以外の場所）の表土流出が著しいため、指定地から採取したはまゆうの種を播種し対応した。	B	
			R2	・はまゆう管理委託、パトロール等を実施し、はまゆうの生育環境を保全した。自生地内では例年通りの生育が観察された。平成25年度に拡幅した場所（県指定地以外の場所）の表土流出が著しいため、指定地から採取したはまゆうの種を播種し対応した。	B	
			R3	・はまゆう管理委託、パトロール等を実施し、はまゆうの生育環境を保全した。自生地内では例年通りの生育が観察された。平成25年度に拡幅した場所（県指定地以外の場所）は、管理委託を行っていなかったため、雑草が生えるなどの問題が生じていた。そのため、はまゆう管理委託の予算を増額し、拡幅した場所についても管理を行うこととした。	B	
	(4) 外来種対策	外来種および被害状況の調査を行います。また、外来種の生物の放流や移植をしないよう住民などに啓発します。	鳥獣関係	H30	・外来種による農作物の被害がなかったため、啓発を行わなかった。	評価なし
				R元	・外来種による農作物の被害がなかったため、啓発を行わなかった。	評価なし
				R2	・外来種による農作物の被害がなかったため、啓発を行わなかった。	評価なし
				R3	・外来種による農作物の被害がなかったため、啓発を行わなかった。	評価なし
			鳥獣関係以外	H30	・外来種の植物「オオキンケイギク」について、区長会を通じて各組回覧方式により住民へ周知を図った。	A
				R元	・ホームページへの掲載とともに、花美坂地区のオオキンケイギクを刈り取った。	A
				R2	・広報・ホームページにセアカゴケグモについての注意喚起記事を掲載した。	B
				R3	・広報・ホームページにセアカゴケグモについての注意喚起記事を掲載した。	B

生活環境分野

安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます

取り組みの方向性	町の主な事業 (全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 大気質の保全	有関する情報提供 (1) 大気質に関する情報共有	大気測定結果や光化学オキシダント・微小粒子状物質(PM2.5)の注意情報などについて、県や近隣市町との情報共有および住民、事業者への情報提供を行います。	H30	・対象となる事案が発生しなかった。	評価なし
			R元	・対象となる事案が発生しなかった。	評価なし
			R2	・対象となる事案が発生しなかった。	評価なし
			R3	・対象となる事案が発生しなかった。	評価なし
	(2) エコドライブ運動の推進	自動車排ガスを抑制するために、公用車運転時のエコドライブを進めるとともに、住民や事業者にもエコドライブを啓発します。	H30	・公用車運転時のエコドライブ推進のため、職員に対して地球温暖化対策実行計画を通じて周知した。 ・エコドライブの啓発のため、住民に対して広報誌に掲載する。	A
			R元	・公用車運転時のエコドライブ推進のため、職員に対して「地球温暖化対策実行計画」を通じて周知した。 ・エコドライブの啓発のため、住民に対して広報誌に掲載する。	A
			R2	・公用車運転時のエコドライブ推進のため、職員に対して地球温暖化対策実行計画を通じて周知した。 ・エコドライブの啓発のため、住民に対して広報誌に掲載する。	A
			R3	・公用車運転時のエコドライブ推進のため、職員に対して地球温暖化対策実行計画を通じて周知する。 ・エコドライブの啓発のため、住民に対して広報誌に掲載した。	A
2. 水質の保全	(1) 水質に関する情報提供	町内の測定地点における水質調査結果の住民、事業者への情報提供を行います。	H30	・遠賀川の芦屋町測定地点における水質調査結果をホームページに掲載した。 ・筑前海の遊泳期間中における芦屋海水浴場の水質結果をホームページに掲載した。	A
			R元	・遠賀川の芦屋町測定地点における水質調査結果をホームページに掲載した。 ・筑前海の遊泳期間中における芦屋海水浴場の水質結果をホームページに掲載した。	A
			R2	・遠賀川の芦屋町測定地点における水質調査結果をホームページに掲載した。 ・筑前海の遊泳期間中における芦屋海水浴場の水質結果をホームページに掲載した。	A
			R3	・遠賀川の芦屋町測定地点における水質調査結果をホームページに掲載した。 ・筑前海の遊泳期間中における芦屋海水浴場の水質結果をホームページに掲載した。	A
	(2) 遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会	協議会の活動を通じて、流域市町村とともに遠賀川の水質改善に取り組みます。	H30	・連絡協議会の会議及び清掃活動に参加した。 ・遠賀川源流の竹切り及び竹炭づくりに参加した。	A
			R元	・連絡協議会の会議及び清掃活動に参加した。 ・遠賀川源流の竹切り及び竹炭づくりに参加した。	A
			R2	・連絡協議会の会議に参加した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で、行事は中止となったものが多数であった。	A
			R3	・連絡協議会の会議に参加した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で、行事は中止となったものが多数であった。	A

取組の方向性	(全町) 取組の主な事業	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
2. 水質の保全	(3) 公共下水道施設の維持管理・補修	経年劣化した管渠は長寿命化計画を策定し、計画的に長寿命化・耐震化に向けた改築更新を行います。	H30	・社会資本整備総合交付金で、ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠調査（TVカメラ調査2,245km、管口カメラ調査559箇所、マンホール蓋調査505箇所）及び長寿命化計画に基づくマンホール蓋替工を実施した。	A
			R元	・社会資本整備総合交付金で、ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠調査（TVカメラ調査6m、マンホール蓋調査332箇所、管口カメラ調査工347箇所【延長8,192m】）及び長寿命化計画に基づく蓋替工を実施した。	B
			R2	・社会資本整備総合交付金を活用し、管路施設ストックマネジメント改築計画を策定した。また、汚水管路調査（TVカメラ調査1.8km、マンホール蓋調査80箇所）を実施した。	B
			R3	・社会資本整備総合交付金を活用し、人孔の劣化調査及び改築基本設計、管路の改築実施設計、汚水管路調査（TVカメラ調査3.4km、マンホール蓋調査123箇所、管口カメラ調査78箇所）を実施した。	A
	(4) 浄化センターおよびポンプ場長寿命化改築更新	老朽化の進む浄化センターおよびポンプ場の長寿命化計画を策定し、長寿命化に向けた改築更新を行います。	H30	・修繕費を平成24年度修繕費に対して55%削減した。	A
			R元	・修繕費を平成24年度修繕費に対して32%削減した。	B
			R2	・修繕費は平成24年度修繕費より増加した。	C
			R3	・浄化センター水処理設備改築更新、中ノ浜ポンプ場水処理設備等改築更新について、日本下水道事業団と工事委託契約を締結した。しかし、工事の入札が不調となったため、一部事業を繰越している。	B
3. 騒音・振動対策	(1) 航空機騒音など対策	快適な住環境空間を確保するため、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。また、飛行訓練日などを広報、ホームページに掲載し、住民の理解および周知を図ります。さらに、騒音による生活上の障害緩和のため山鹿地区テレビ受信料補助金の交付や町単独で航空機騒音測定を行います。	H30	・広報、ホームページを活用し、訓練内容について住民周知を図った。（年12回） ・九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地へ要望書を提出した。 ・芦屋町テレビ受信料補助金を交付した。（1,569件 10,491,927円）	B
			R元	・広報紙に年11回、ホームページを活用し、訓練内容について住民周知を図った。 ・九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地へ要望書を提出した。 ・芦屋町テレビ受信料補助金を交付した。（1,644件 11,664,829円）	A
			R2	・広報紙に年12回、また、ホームページに併せて訓練内容を掲載し、住民周知を行った。 ・九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地へ要望書を提出した。 ・芦屋町テレビ受信料補助金を交付した。（1,623件、11,323,532円）	A
			R3	・広報紙に飛行訓練日等を毎月掲載するとともに、ホームページにも訓練内容を掲載し、住民周知を行った。 ・九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地へ要望書を提出した。 ・芦屋町テレビ受信料補助金を交付した。（1,651件、11,373,333円） ・航空機騒音測定を実施し、騒音レベルが国の定める環境基準値内にあることを確認した。（町内4地点で実施）	A
	(2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく指導	騒音規制法や振動規制法に基づく規制や基準を遵守するよう事業者へ指導します。	H30	・騒音規制法や振動規制法に基づく苦情等がなかったため、事業者へ指導する必要がなかった。	評価なし
			R元	・騒音規制法や振動規制法に基づく苦情等がなかったため、事業者へ指導する必要がなかった。	評価なし
			R2	・騒音規制法や振動規制法に基づく苦情がなかったため、事業者へ指導する必要がなかった。	評価なし
			R3	・騒音規制法や振動規制法に基づく苦情ではなかったが、騒音に関する相談があったため、騒音測定器を購入し調査を行い、発生源の事業所へ防音処置等の依頼を行った。また、事業所が隣接する自治体にあるため、協力して対処依頼を行った。	A

取組の方向性	(全52事業) 町の主な事業	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
4. 循環型社会の形成	(1) ごみの分別化・減量化対策の推進	生ごみ処理容器等購入補助金などにより、ごみの減量化を促進します。また、広報や町ホームページでの情報発信や分別ガイドブックの作成などにより、ごみ分別の徹底を図ります。	H30	・生ごみ処理容器等購入補助金件数 生ごみ処理容器 1個 電動式生ごみ処理機 5機 ダンボールコンポスト 32個（セット・基材の補助件数） 発酵促進剤 20個	C
			R元	・生ごみ処理容器等購入補助金 生ごみ処理容器 2個 電動式生ごみ処理機 5個 ダンボールコンポスト 31個（セット・基材の補助件数） 発行促進剤 17個	C
			R2	・生ごみ処理容器等購入補助金 生ごみ処理容器 なし 電動式生ごみ処理機 2個 ダンボールコンポスト 33個 発酵促進剤 8個	C
			R3	・生ごみ処理容器等購入補助金 生ごみ処理容器 6台 電動式生ごみ処理機 4機 ダンボールコンポスト 54個（セット・基材の補助個数） 発酵促進剤 16個	A
	(2) 資源ごみ対策の推進	資源物集団回収団体に対する奨励金の交付、分別の周知の徹底などにより、資源ごみのリサイクルを促進します。	H30	・資源物集団回収団体数 33団体 ・資源物集団回収事業奨励金の交付金額 2,205,690円	B
			R元	・資源物集団回収団体数 31団体 ・資源物集団回収事業奨励金の交付金額 1,999,010円	B
			R2	・資源物集団回収団体数 32団体 ・資源物集団回収事業奨励金の交付金額 1,772,600円	B
			R3	・資源物集団回収団体数 29団体 ・資源物集団回収事業奨励金の交付金額 1,593,630円	B
	(3) 拠点回収の推進	ペットボトル、紙パック、食品トレイ、衣類、古紙、電池、蛍光灯、小型家電を対象に拠点回収を推進します。	H30	・庁舎内での古紙拠点回収を実施した。 ダンボール、雑誌、新聞の合計 15,380kg	A
			R元	・庁舎内での古紙拠点回収を実施した。 ダンボール、雑誌、新聞の合計 14,880kg	A
			R2	・庁舎内での古紙拠点回収を実施した。 ダンボール、雑誌、新聞の合計 24,690kg	A
			R3	・庁舎内での古紙拠点回収を実施した ダンボール、雑誌、新聞の合計 23,330kg	A
	(4) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理	町有公共施設におけるPCB廃棄物を適正に処理します。また、事業者に対してPCBを含む機器の適正処理を啓発します。	H30	・事業者に対してPCBを含む機器の適正処理を広報誌にて啓発した。 ・平成26年度までに町が保有するPCB廃棄物（低濃度を含む）を適正に処理したが、その後、学校や総合体育館でPCB廃棄物の保管が判明した。⇒適正に処理を行った。	A
			R元	・事業者に対してPCBを含む機器の適正管理を広報誌にて啓発した。	A
			R2	・PCBを使用した機器の処理に関して、ホームページに掲載をした。	A
			R3	・PCBを使用した機器の処理に関して、ホームページに掲載をした。	A

快適環境分野

快適な地域環境を創出します

取組の方向性	(全52事業) 町の主な取組	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 緑とのふれあいの確保	(1) 城山公園整備	城山公園を整備し、適切な維持管理を行うことで、来園者の安全性を高めるとともに、公園の利用促進を図ります。	H30	・城山公園維持管理委託の実施 ・巡回等で得た現状をもとに、公園施設の改修に向けた検討を実施した。	B
			R元	・城山公園維持管理委託の実施 ・巡回等で得た現状をもとに、公園施設の改修に向けた検討を実施した。	B
			R2	・公園維持管理委託の実施 ・老朽化したトイレの補修を実施 ・老朽施設の撤去を検討したが、費用が高額であったため予算計上できなかった。	A
			R3	令和4年度法面調査実施に向けた事前準備を行った。	A
	(2) 魚見公園と周辺整備	自然あふれる魚見公園散策道路や展望所の整備を行い、周辺既存施設（マリンテラスあしや・金の里・歴史の里・サイクリング道路・海の駅など）への回遊性を高めることで来園者の利用促進を図ります。	H30	・魚見公園維持管理委託の実施 ・梅林公園急傾斜地改修工事実施設計委託 ・魚見公園展望台転落防止工事 ・魚見公園園路改修工事 ・梅林公園高木剪定業務委託 ・散策路等の整備及び改修に向けた補助メニュー調査を実施した。	A
			R元	・魚見公園維持管理委託の実施 ・梅林公園急傾斜地改修工事 ・梅林公園高木剪定業務委託 ・魚見公園第2展望台及びマリンテラス周辺剪定業務委託 ・散策路等の整備及び改修に向けた補助メニューの調査	A
			R2	・公園維持管理委託の実施 ・魚見公園内散策路の改修計画の検討	A
			R3	・基本計画を策定した。	A
	(3) 夏井ヶ浜周辺整備	はまゆう自生地周辺の夏井ヶ浜地区を景観地として一帯的な整備を行います。	H30	・はまゆう公園及び周辺の清掃、管理業務委託の実施 ・観光拠点として、展望台の中期整備にむけて補助メニューの調査。	A
			R元	・はまゆう公園及び周辺の清掃、管理業務委託の実施 ・はまゆう公園展望台の植栽植替え ・観光拠点として、展望台の中期整備にむけて補助メニューの調査を行う。	A
			R2	・はまゆう公園及び周辺の清掃、管理業務委託の実施 ・はまゆう公園展望台の植栽植替え ・展望台の中期整備にむけて引き続き補助メニューの調査を行う。	B
			R3	・はまゆう公園及び周辺の清掃、管理業務委託の実施 ・展望台の中期整備に向けて過去の事績を整理した。	B
	(4) 中央公園の整備	住民にとって利用しやすい公園を検討し、将来の維持管理が容易な公園になることを目的にリニューアル整備を行い、維持管理に努めます。	H30	・平成28年度に完了	—
			R元	・平成28年度に完了	—
			R2	・平成28年度に完了	—
			R3	・平成28年度に完了	—
	(5) 緑化の推進	芦屋町緑化推進協議会を通じて、緑豊かな環境づくりを進めるために住民の緑化意識の高揚を図ります。	H30	・花植えを実施する団体に補助金を支給し、予定どおり花植えが実施された。	A
			R元	・町内の緑化を推進する団体に補助金を支給し、予定どおり花植えが実施された。	A
			R2	・町内の緑化を推進する団体に補助金を支給し、予定どおり花植えが実施された。	A
			R3	・町内の緑化を推進する団体に補助金を支給し、予定どおり花植えが実施された。	A

取り組みの方向性	(全52事業) 町の主な事業	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 緑とのふれあいの確保	(6) 街路樹の維持管理	道路環境保全のため、年次計画を策定し維持管理を行います。	H30	・ 予定通り実施した。 (山鹿26号線外 高木剪定 N=83本、高浜18号線 高木剪定 N=42本、芦屋・水巻線 高木剪定 N=26本)	A
			R元	・ 竹並芦屋2号線、江川台1号線については予定通り実施した。 (竹並芦屋2号線 N=33本、江川台1号線 N=50本) ・ 芦屋・水巻線については生育状況から当年度での実施を見送った。	B
			R2	・ 高浜18号線、竹並芦屋2号線については予定通り実施した。 (高浜町18号線 N=43本、竹並芦屋2号線 N=40本) ・ 芦屋・水巻線については生育状況から剪定が必要な樹木N=49本について実施した。 ※芦屋・水巻線については、昨年度生育状況を調査した結果、全体本数が N=104本となっています。	B
			R3	・ 江川台1号線については予定通り実施した。 (江川台1号線 N=48本) ・ 緑ヶ丘・浜口線、浜口町・西川線については、発育状況から剪定の実施を1年延長し、令和4年度に剪定を実施する。	B
2. 良好な水辺空間の創出	(1) 親水空間の整備	安全を確保したうえで、遠賀川、西川などが水にふれあえる空間となるような整備を河川管理者に要請します。	H30	・ 町として要請すべき必要がある河川整備事業が生じなかったため、河川管理者に要請しなかった。	評価なし
			R元	・ 町として要請すべき必要がある河川整備事業が生じなかった。	評価なし
			R2	・ 町として要請すべき必要がある河川整備事業が生じなかった。	評価なし
			R3	・ 町として要請すべき必要がある河川整備事業が生じなかった。	評価なし
	(2) 海浜公園整備	芦屋海浜公園の魅力をさらに高めるため、芝生広場における遊具などの整備・拡充を行っています。	H30	・ 指定管理者による公園の管理運営の実施 ・ わんぱく複合遊具点検の実施 ・ 利用者促進に向けたトイレ等の老朽施設の改修のための補助メニューの調査。	A
			R元	・ 指定管理者による公園の管理運営の実施。 ・ 既存遊具の補修の実施。 ・ わんぱく内に新規パーゴラ設置 ・ 来園者の増加を図るため、海浜公園の魅力をホームページや広報への掲載、各イベント時のPR方法について指定管理者と協議を実施	A
			R2	・ 指定管理者による公園の管理運営の実施。 ・ 長寿命化計画の策定。 ・ 防犯街灯の設置。	B
			R3	・ 指定管理者による講演の管理運営の実施。 ・ 公園内の不具合箇所を改修。 ・ 長寿命化計画に基づく整備に関する社交金申請事務。	A

取組の方向性	町の主な事業 (全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価	
2. 良好な水辺空間の創出	(3) 遠賀川流出ごみ対策の促進	国、県、遠賀川流域市町村でのごみ流出の発生源対策や協力体制の仕組みの構築を要望するとともに、漂着ごみがあった場合の費用負担を国、県に要望します。	H30	・福岡県（県土整備事務所連絡会議等）へ要望書を提出する回数：3回 （※国へ要望書を提出する機会がないため、河川事務所長の町長訪問（対談）時に要望を行った。）	A	
			R元	・国及び県に要望書を提出する回数 2回 ※国に要望書を提出する機会が無いため、河川事務所長と町長の意見交換時に要望を行う。 河川事務所長意見交換 自民党県要望 ・遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会において、河口堰全開時に、河口堰全開により町に漂着したごみについて、芦屋町の最終負担額について、国、県、流域市町村で各々3分の1を負担することを目的とした基金規約が承認された。（環境住宅課所管）	A	
			R2	・国や県に要望書を提出する回数：1回 ※国に要望書を提出する機会が無いため、河川事務所長と町長の意見交換時に要望を行う。 <実施> 自民党県要望	B	
			R3	・国や県を含む遠賀川流域市町村で基金が創設され、令和3年度に費用負担の問題は改善した。【完了】	A	
	(4) 不法係留船対策の促進	遠賀川および西川の重点的撤去区域内に不法係留している船の撤去を国・県に要請します。	H30	・国や県へ要望書を提出した回数：2回 （※国へ要望書を提出する機会がないため、河川事務所長の町長訪問（対談）時や会議出席時に要望を行った。）	A	
			R元	・国及び県に要望書を提出する回数：2回 河川事務所長意見交換 遠賀川河口域利用対策協議会	A	
			R2	・国及び県に要望書を提出する回数：0回 ※国に要望書を提出する機会が無いため、河川事務所長と町長の意見交換時に要望を行う。 河川事務所長意見交換 ※遠賀川河口域利用対策協議会について、令和2年度開催無し。	C	
			R3	・国及び県に要望書を提出する回数：0回 ※国に要望書を提出する機会が無いため、河川事務所長と町長の意見交換時に要望を行う。 河川事務所長意見交換→意見交換会無し。 ※遠賀川河口域利用対策協議会について、令和3年度開催無し。	C	
	3. 良好な都市景観の形成	(1) 花ボランティアの推進	住民ボランティアを募り、街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、街路景観づくりを進めます。	H30	・町内約20箇所の花壇及びプランターに年2回花を植え、家の周辺に花を植える方を募集した。	A
				R元	・町内約20箇所の花壇及びプランターに年2回花を植え、家の周辺に花を植える方を募集した。	A
				R2	・町内約20箇所の花壇及びプランターに年2回花を植え、家の周辺に花を植える方を募集した。	A
				R3	・町内約20か所の花壇等に年2回花を植えたほか、自治区内で花植えを希望する方に配布した。	A
(2) 環境保全型農業の推進		景観形成のためのレンゲ・菜の花の種子購入助成や環境保全型農業を推進します。	H30	景観形成レンゲ・菜の花 10,000円 環境保全型農業 752a (589,568円)	C	
			R元	景観形成レンゲ・菜の花 取組農家0件 環境保全型農業 取組農家3件 取組面積489 a	C	
			R2	景観形成レンゲ・菜の花 取組農家0件 環境保全型農業 取組農家3件 取組面積572a	B	
			R3	景観形成レンゲ・菜の花 取組農家0件 環境保全型農業 取組農家3件 取組面積572a	B	

取り組みの方向性	(全52事業) 町の主な事業	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価	
3. 良好な都市景観の形成	(3) 土地や建物の適切な管理	維持管理が適切に行われていない土地や建物の所有者に対し、適切な管理を要請していきます。	不法投棄関連以外	H30	<ul style="list-style-type: none"> 空き家所有者及び地域住民からの相談件数 25件 老朽危険家屋解体補助金 10件 中古住宅の解体・新築による定住促進助成制度 2件 	B
				R元	<ul style="list-style-type: none"> 空き家所有者及び地域住民からの相談件数 38件(補助金申請者を含む) 老朽危険家屋解体補助金の交付 11件 中古住宅の解体・新築による定住促進助成制度 1件 適正に管理されていない空家等及びその敷地の所有者や関係者に対し、必要な処置を講ずるように通知し、老朽危険家屋等解体補助金の案内や空家バンクの案内も併せて行った。 町内の固定資産税の課税対象者へ向けて、転出や相続によって将来空家になる場合を見据えた「啓発チラシ」を配布した。 	B
				R2	<ul style="list-style-type: none"> 空き家所有者及び地域住民からの相談件数 50件 老朽危険家屋解体補助金の交付 17件 中古住宅の解体・新築による定住促進助成制度 0件 空家等の適切な管理について通知を送付 空家所有者等へ空家になった場合の管理責任について、啓発チラシを送付 空家解体補助金制度の延長に伴い、制度の見直しを実施 空家所有者等へアンケート調査を実施、処置できない理由や課題などの情報を収集する。 	A
				R3	<ul style="list-style-type: none"> 老朽危険家屋解体補助金件数 28件 中古住宅解体後の新築補助金件数 2件 空家・空地バンク契約件数 4件 相談案件等の解決件数の合計 34件 	A
			不法投棄関連	H30	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化巡視員による町内巡回を1週間に1日行なった。 適正に管理されていない土地及び建物の占有者に対して、不法投棄をされないよう必要な処置を講ずるように通知した。 	A
				R元	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化巡視員による町内巡回を1週間に1回実施した。 適正に管理されていない土地及び建物の占有者に対して、不法投棄をされないよう必要な処置を講ずるように通知した。 	A
				R2	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化巡視員による町内巡回を1週間に1回行った。 適正に管理されていない土地及び建物の占有者に対して、不法投棄をされないよう必要な処置を講ずるように通知を行った。 	A
				R3	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化巡視員による町内巡回を1週間に1回行った。 適正に管理されていない土地等の所有者に対して、不法投棄をされないよう必要な処置を講ずるように通知を行った。不法投棄に困っている所有者には、不法投棄を禁止する掲示物の提供を行った。 	A
	(4) 屋外広告物の規制	屋外広告物を適正に管理することにより、美観風致の維持を図ります。	H30	<ul style="list-style-type: none"> 違反広告物の解消：違反広告物なし 屋外広告物の更新：38%(継続5件) ※他、新規1件あり 	C	
			R元	<ul style="list-style-type: none"> 違反広告物の解消：3件 屋外広告物の更新：100%(継続4件) 	B	
			R2	<ul style="list-style-type: none"> 違反広告物の解消：1件 屋外広告物の更新：100%(継続6件、除却1件) 	A	
			R3	<ul style="list-style-type: none"> 違反広告物の解消：100%(違反広告物なし) 屋外広告物の更新：100%(継続10件、除却1件) 	A	

取組の方向性	町の主な事業 (全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
4. 歴史的資源の保全・活用	(1) 町内所在文化財の保護	町内所在文化財の適切な保護を図ります。	H30	・町内所在の有形文化財については適時保護パトロールを行った。また町内の民俗行事について講座等の必要な支援を行った。	B
			R元	・町内所在の有形文化財については適時保護パトロールを行った。また町内の民俗行事について講座等の必要な支援を行った。	B
			R2	・町内所在の有形文化については適時保護パトロールを行い、必要な箇所については清掃等を行った。また町内の民俗文化財について必要な支援を行った。	B
			R3	・町内所在の有形文化については適時保護パトロールを行い、必要な箇所については、清掃等を行った。また町内の民俗文化財について必要な支援を行った。	B
	(2) 文化財の情報発信	町内の豊富な文化財の情報発信を積極的に行います。	H30	・特別展 「古地図展～古地図でたどるおかみさんの旅日記」(2,166名)、「8年目の3.11～大津波から甦る財たち」(728名) ・その他講座等 歴史探訪ツアー(59名)、化石探検(116名)、わら馬講習会(13名)、歴史体験講座(11名) ・特別展や体験講座に関する情報をHP等で周知した。	B
			R元	・特別展 「遠賀川物語～川の流れと船が綴った歴史～」(2,007名)、「吉田家の男達 吉田磯吉と吉田敬太郎 信念の政治家」(441名) ・その他講座等 歴史探訪ツアー(59名)、化石探検(61名)、わら馬講習会(16名) ・特別展や体験講座に関する情報をHP等で周知した。	B
			R2	・「吉田家の男達 吉田磯吉と吉田敬太郎 信念の政治家」(入館者1,440名) ・コロナ禍による臨時休館のため「芦屋幻視行 夢幻能砦と百鬼夜行の世界」展は中止となった。 但し、令和2年2月4日～5月17日までの開催であった「吉田展」を10月4日まで期間延長とした。 ・「田中繁吉 家族の肖像展」令和3年3月9日～開催中(8/29まで) コロナ禍による臨時休館のため、令和3年2月2日からの開催予定が令和3年3月9日から変更された。 ・その他講座等 コロナ禍の影響により企画事業のほとんどは実施できなかった。 実施：歴史体験講座8/8(11名)、疫病退散ツアー11/22(8名) 中止：歴史探訪バスツアー(4/25・10/24・11/28)、化石探検(5/31)、八朔わら馬講座(6/28)、史跡巡り(11/7)	B
			R3	・「田中繁吉 家族の肖像展」令和3年3月9日(火)～8月29日(日)：入館者729名 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月12日～6月20日と8月8日～9月30日は臨時休館。 ・「矢野倅一展 探求心と技術者の魂」令和3年10月27日(水)～令和4年1月30日(日)：入館者1,914名 ・町制施行130周年記念「芦屋かるた」の制作(120周年版の一部リニューアル) ・その他講座等 コロナ禍の影響により、多くの企画事業が中止となり実施できなかった。 実施：化石探検(5/8)：30名、わら馬づくり講習会(6/27)：14名 中止：郷土史跡めぐり(6/13、9/26)、大珠(勾玉)づくり講習会(8/7)、歴史探訪バスツアー(11/13、12/11、3/5)	B

取組の方向性	町の主な取組(全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
4. 歴史的資源の保全・活用	(3) 鋳物師独立支援事業	芦屋釜の復興を実現するため、長期的な計画を策定し、鋳物師の独立を支援します。	H30	・『芦屋鋳物師地場化推進計画』を策定。『第2次芦屋釜の里振興計画』を策定。	A
			R元	・工房業務従事者(1名)を採用。工房用地取得。	B
			R2	・鋳物師の工房建設のための土地造成を行った。また、令和2年10月より用地の賃貸借契約を行った。 ・鋳物師養成員の独立に向け、工房使用許可の条件整備を行った。また、独立記念企画展を実施した。 ・工房業務従事員の基本技術の習得に取り組んだ。	A
			R3	・芦屋釜製作工房の工房オープン及びギャラリーオープン(令和4年3月)を支援した。 ※内覧会準備、工房・ギャラリーオープン記念企画展実施、紹介記事掲載(HP、Instagram、チラシ設置) ・令和3年4月に独立した鋳物師の顧客開拓のための周知活動を支援した。 ※紹介記事掲載(HP、Instagram、チラシ設置)、初個展(令和3年11月)の周知(HP、Instagram、チラシ設置) ・工房業務従事員の釜の基礎技術及び基礎知識習得の指導・支援を行った。 ※工房鋳物師指導委託及び鋳物技術アドバイザー委託を活用して指導を行った。	A

地球環境分野

地球温暖化の緩和に地域から貢献します

取り組みの方向性	町の主な取り組み(全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価	
1. 省エネルギーの推進	(1) 芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画の推進	計画に基づいて、公共施設の電気や燃料などの使用量を抑制し、二酸化炭素の排出削減に努めます。	H30	・芦屋町環境保全実行計画の進捗状況調査(上半期・全体 年2回)を実施した。 ・芦屋町環境保全実行計画推進会議(年1回)を開催した。	B	
			R元	・前年度進捗状況公表(広報誌掲載)を実施した。 ・芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画の進捗状況調査(上半期・全体 年2回)を実施した。 ・芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画推進会議(年1回)を開催した。	A	
			R2	・前年度進捗状況公表(広報誌掲載)を実施した。 ・芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画の進捗状況調査(上半期・全体 年2回)を実施した。 ・芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画推進会議(年1回)を開催した。	A	
			R3	・前年度進捗状況公表(広報誌掲載)を実施した。 ・芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画の進捗状況調査(上半期・全体 年2回)を実施した。 ・芦屋町地球温暖化防止(環境保全)実行計画推進会議(年1回)を開催した。	A	
	(2) 省エネルギーに関する情報提供	環境家計簿の普及など住民、事業者の節電や燃料消費の削減などの省エネルギー意識を啓発するために、情報提供を進めます。	H30	・人権まつり開催時に環境ブースを設けてパネル展示・環境クイズ・環境家計簿の配布を行い、省エネルギー意識啓発を行なった。	A	
			R元	・人権まつり開催時に環境ブースを設けてパネル展示・環境クイズ・環境家計簿の配布を行い、省エネルギー意識啓発を行った。	A	
			R2	・例年は人権まつり開催時に環境ブースを設けてパネル展示等の啓発活動を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となったため、活動できなかった。広報誌での省エネルギー意識啓発に関する記事掲載は行った。	B	
			R3	・例年は人権まつり開催時に環境ブースを設けてパネル展示等の啓発活動を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となったため、活動できなかった。広報紙での省エネルギー意識啓発に関する記事掲載は行った。	B	
	(3) 道路街灯・防犯街灯のLED化	公共施設の省エネルギー化を推進するため、道路街灯・防犯街灯のLED化に取り組めます。	道路街灯	H30	・予定どおりに実施した。(船頭町5号線外道路照明灯整備工事 N=13灯)	A
				R元	・予定どおりに実施した。(竹並芦屋2号線外道路照明灯整備工事 N=6灯)	A
				R2	・予定どおりに実施した。(芦屋水巻線外道路照明灯整備工事 N=10灯)	A
				R3	・令和2年度に完了	—
		防犯街灯	H30	・特殊な防犯街灯(11灯)を除く全ての防犯街灯のLED化工事が終了。(H28~H30年度)	A	
			R元	・特殊な防犯街灯(11灯)のLED化工事を行い、町内全てのLED化が完了した。	A	
			R2	・令和元年度に完了	—	
			R3	・令和元年度に完了	—	

取り組みの方向性	(全52事業) 取り組みの主な事業	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 省エネルギーの推進	(4) 地域公共交通活性化	芦屋町の地域公共交通を確保維持していくために、芦屋町タウンバス・市営バス・巡回バスなどを効果的効率的な地域公共交通ネットワークの構築を図り、総合的かつ一体的に推進します。	H30	・地域公共交通を確保維持していくため、地域公共交通会議を年2回開催し、交通事業者等と協議のうえ、生活交通確保維持計画を策定した。	A
			R元	・地域公共交通を確保維持していくため、地域公共交通会議を年2回開催し、交通事業者等と協議のうえ、生活交通確保維持計画を策定した。	A
			R2	・地域公共交通を確保維持していくため、地域公共交通会議を年2回開催し、交通事業者等と協議のうえ、生活交通確保維持計画を策定した。	A
			R3	・地域公共交通を確保維持していくため、地域公共交通会議を年2回開催し、交通事業者等と協議のうえ、生活交通確保維持計画を策定した。	A
2. 再生可能エネルギーの活用推進	(1) 公共施設への再生可能エネルギー導入促進	公共施設の新築・改築・建替え時などにあわせて自然の力を活かしたエネルギーの導入を検討します。	芦屋中学校	H30	A
				R元	A
				R2	A
				R3	A
			総合体育館	H30	A
				R元	A
				R2	A
				R3	A
			庁舎	H30	A
				R元	A
				R2	A
				R3	A
				H30	A
				R元	A
				R2	A
				R3	A

取り組みの方向性	(全52事業) 町の主な取り組み	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
2. 再生可能エネルギーの活用推進	(2) 浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効利用	浄化センター汚泥処理設備の消化タンクで発生するメタンガスを有効利用して発電を行います。	H30	・浄化センター電力費用を、H25～27年度の年間総電力料金平均値より1,572千円/年削減した。	C
			R元	・浄化センター電力費用を、H25～27年度の年間総電力料金平均値より1,209千円/年削減した。	C
			R2	・浄化センター電力費用を、H25～H27年度の年間総電力料金平均値より4,512千円/年削減した。 ※新電力導入による効果が大きい。	A
			R3	・浄化センター電力費用を、H25～27年度年間総電力料金平均値より4,274千円/年削減した。	A
	(3) 太陽光発電システム設置補助	町内住宅から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）削減を目的として、住民の再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光を利用した住宅用発電システムを設置するものに対し補助金を交付します。	H30	・太陽光発電システム設置補助金交付件数 15件 ・ホームページ掲載による啓発	B
			R元	・太陽光発電システム設置補助金交付件数 7件 ・ホームページ掲載による啓発	B
			R2	・太陽光発電システム設置補助金交付件数 14件 ・ホームページ掲載による啓発	A
			R3	・太陽光発電システム設置補助金交付件数 10件 ・ホームページ及び広報紙掲載により制度の周知を行った。 令和3年度は申請可能件数を満たす申請があつているため、令和4年度も補助制度を継続することとした	A

取り組みの方向性	(全52事業) 町の主な取り組み	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 環境教育・環境学習の推進	(1) 環境教育・学習	小中学校における環境教育・環境学習を推進します。また、環境に関するイベントなどを開催し、環境への関心を高めます。	小中学校の環境教育	H30 ・各小・中学校で以下の環境教育・環境学習を実施した。 芦屋小：学校内の松林の清掃及びダンボールコンポストの実施。 芦屋東小：魚道公園で生態系についての授業を実施。 山鹿小：ダンボールコンポストの実施。 芦屋中：学校特色化事業において、海岸清掃活動、ペットボトルキャップ回収活動、古紙回収活動を実施。	A
				R元 ・各小・中学校で以下の環境教育・環境学習を実施した。 芦屋小「ごみ減量作戦」として、総合的学習の時間にごみ減量の取り組みについての学習を実施。 芦屋東小：魚道公園で生態系についての授業を実施。 山鹿小：ダンボールコンポストの実施。 芦屋中：海岸清掃活動、ペットボトルキャップ回収活動、古紙回収活動を実施。	A
				R2 ・各小・中学校で以下の環境教育・環境学習を実施した。 芦屋小「ごみ減量作戦」として、総合的学習の時間にごみ減量の取り組みについての学習を実施。 芦屋東小：魚道公園で生態系についての授業を実施。 山鹿小：ダンボールコンポストの実施やビオトープにおける環境保全学習の実施。 芦屋中：ペットボトルキャップ回収活動、古紙回収活動等を実施。	A
				R3 ・令和3年度に小中学校で実施した環境教育・環境学習 芦屋小：「ごみ減量作戦」として、総合的学習の時間にごみ減量の取り組みについての学習を実施。1年生～6年生で構成された縦割り班での清掃活動の実施。 芦屋東小：魚道学習で川の生態系や水質の違い等を調べる学習の実施。 山鹿小：浜の清掃活動やビオトープにおける環境保全学習の実施。 芦屋中：ペットボトルキャップ回収活動、地域貢献活動(地域清掃)の実施。	A
			環境イベント	H30 ・人権まつりに環境ブースを出展し、環境意識向上を啓発を行なった。 ・各小中学校で以下のような様々な環境教育、環境学習を実施 芦屋小：ダンボールコンポストを実施 芦屋東小：魚道公園で生態系についての授業を実施 山鹿小：ダンボールコンポストを実施	A
				R元 ・人権まつりに環境ブースを出展し、環境意識向上のための啓発を行った。 ・各小学校で以下のような様々な環境教育、環境学習を実施した。 芦屋小：ダンボールコンポストを実施 芦屋東小：魚道公園で生態系についての授業を実施 山鹿小：ダンボールコンポストを実施	A
				R2 ・各小・中学校で以下の環境教育・環境学習を実施した。 芦屋小：「ごみ減量作戦」として、総合的学習の時間にごみ減量の取り組みについての学習を実施。 芦屋東小：魚道公園で生態系についての授業を実施。 山鹿小：ダンボールコンポストの実施やビオトープにおける環境保全学習の実施。 芦屋中：ペットボトルキャップ回収活動、古紙回収活動等を実施。 ・例年実施している人権まつりでの環境ブース出展は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。	B
				R3 ・例年実施している人権まつりでの環境ブースの出展は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	B

取組の方向性	町の主な取組(全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
1. 環境教育・環境学習の推進	(2) ペットボトルキャップリサイクル事業	環境教育の一環として、児童・生徒が持ち寄ったペットボトルキャップをリサイクル製品に加工し、その製品を学校に還元することによって、リサイクルの「見える化」を進めます。	H30	・ペットボトルキャップ収集量 650kg/年 (町内小中学校4校、公民館など)	A
			R元	・ペットボトルキャップ収集量 620kg (町内小中学校4校、公民館など)	A
			R2	・ペットボトルキャップ収集量 300kg (町内小中学校4校、公民館など)	A
			R3	・ペットボトルキャップ収集量 614kg (町内小中学校4校、公民館、体育館など) ・リサイクル製品の定規116本を各小学校4年生児童に配布した。	A
	(3) 芦屋町出前講座	町内在住者や在勤者のまちづくりへの参画を促すために、町職員が講師となって町の現状や課題、取り組みを紹介しします。 汚れた水がきれいになるまで ・進めよう！ごみの減量化とリサイクル ・ダンボールコンポストでたい肥づくり	H30	・町民などから芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし
			R元	・町民などから芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし
			R2	・芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし
			R3	・芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし
			H30	・芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし
			R元	・芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし
	R2	・芦屋町出前講座の要請がなかったため、実施しなかった。	評価なし		
	R3	・新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座を中止していた期間があったこともあり、出前講座の要望がなかったため実施しなかった。	評価なし		
	(4) 環境マナーの向上	ペットの飼い方を啓発し、糞対策を進めます。また、不適切な野焼きが行われないよう住民や事業者へ啓発します。また、環境マナー向上のために、必要に応じて既存の条例の見直しなどを検討します。	H30	・ペットの飼い方：広報掲載 7回/年 ・糞害対策：広報掲載 3回/年 ・野外焼却：ホームページ掲載・区長会回覧 1回/年 広報掲載 1回/年 ・糞害対策看板の配布	B
			R元	・ペットの飼い方、糞害対策、野外焼却について広報やホームページに掲載するなど啓発を実施した。 ・糞害対策看板の配布を実施した。	A
			R2	・ペットの飼い方、糞害対策、野外焼却について広報やホームページに掲載するなど啓発を実施した。 ・糞害対策看板の配布を実施した。	A
			R3	・ペットの飼い方、糞害対策、野外焼却について広報やホームページに掲載するなど啓発を実施した。 ・糞害対策看板の配布を実施した。 ・飼い主のいない猫(野良猫)による生活環境被害を軽減するための対策の一環として、ネコの保護活動やTNR活動を行っている人たちの支援、猫除け器の貸し出しを行った。	A
2. 環境保全活動の推進	(1) 住民・事業者の環境保全活動の支援	環境保全につながる身近な取組みの情報提供や清掃ボランティア時のごみ袋の配布などにより、住民・事業者の環境保全活動を支援します。	H30	・ボランティア清掃活動申請数 28件	A
			R元	・ボランティア清掃活動申請数 31件	A
			R2	・ボランティア清掃活動申請数 58件	A
			R3	・ボランティア清掃活動申請数 40件	A
	(2) ラブアース・クリーンアップの実施	芦屋町環境美化推進委員会が主体となり、美しい海岸・河川を保全するため、一斉清掃活動を行います。	H30	・ラブアース・クリーンアップ参加者数 971人 ・町内一斉清掃の参加者数 1,641人	C
			R元	・ラブアース・クリーンアップ及び町内一斉清掃の参加者数 2,653人	B
			R2	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ラブアース・クリーンアップは中止	評価なし
			R3	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。	評価なし

取組の方向性	町の主な取組(全52事業)	事業の概要	実施年度	事業の実施結果	評価
2. 環境保全活動の推進	(3) 町内一斉清掃の実施	芦屋町環境美化推進委員会が主体となり、清潔で美しい町づくりや環境美化意識高揚のため、町内全域の一斉清掃活動を行います。	H30	<ul style="list-style-type: none"> ・ラブアース・クリーンアップ参加者数 971人 ・町内一斉清掃の参加者数 1,641人 	C
			R元	<ul style="list-style-type: none"> ・ラブアース・クリーンアップ及び町内一斉清掃の参加者数 2,653人 	B
			R2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町内一斉清掃は中止 	評価なし
			R3	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。 	評価なし